

II 各論

第1章 市民が求める地域福祉や健康づくりを推進するための 基盤づくり 【全てのベースづくり】

1 保健福祉推進のための『きっかけづくり』

(1) あいさつ、声かけ運動の推進

地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」は、最初のちょっとした勇気やきっかけがないことで、できないのも「あいさつ」です。地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。

また、青少年の健全育成、防犯などの安全確保、高齢者の方々を狙ったオレオレ詐欺等の特殊犯罪の抑止、防止や一人暮らしの見守りを進めるためにも家庭、職場、地域など、あらゆるところで「あいさつ」や「声かけ」が日常的に、また継続的に行われる環境づくりが求められています。

そのため、挨拶や声掛けのきっかけとなるように「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開するため、これまで、市庁舎での懸垂幕の掲出、会議等の場を活用した、「あいさつ、声かけ運動」の趣旨説明や市職員にも率先して「あいさつ」を行うよう周知してまいりました。また、あおいそら運動推進委員会や自治会において、のぼり旗を作成するなどして「あいさつ、声かけ運動」を実施してきました。

今後とも、特に入学式や入社式が行われる毎年4月を強調月間とし、この運動の輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、地道かつ着実に広げるため、継続的な活動として進めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会との共働

本計画は地域福祉に関し、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを趣旨としていることから、計画が策定されてすぐ事業が成り立つ性格ではないため市民生活に直接的な影響を及ぼすことが少なく、市民に本計画が理解される機会がほとんどないものと想定されます。

したがって、計画の基本的な理念や目標を市民全体で共有し、一丸となって地域福祉を進めるための「きっかけづくり」として、計画の周知広報活動は大きな意義を有すると考えられます。

このようなことから、各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解の促進を図ります。

(3) 情報提供方法や事業名の付け方についての検討

市の情報提供として、市報、各種ガイドブック、ホームページ等によって行っていますが、限られたスペースの中に多数の情報を取り込み、専門用語を使用して作成することから分かりにくい場合があります。

また、各種事業名において専門的・画一的なものになりやすく、市民の興味を引きにくい場合も考えられます。

そのため、市民誰もが読みやすく理解できるような提供方法として、パンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、また、イラストを取り入れるなど工夫す

るとともに、市報もカラー化し、今までより写真等が見やすく、読みやすくなるよう実施してきました。

今後、市からの情報発信が、様々な活動のきっかけになることが多いことを踏まえ、情報内容を市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めてまいります。

2 保健福祉推進のための『人づくり』

(1) ボランティア情報の提供

ボランティアに参加しやすい環境づくりとして、各種の情報提供（市役所・支所のロビー等掲示、社会福祉協議会の掲示、市HP活用等）を行ってきましたが、市民意識調査では、ボランティア活動に参加できない理由として、「仕事や家事が忙しく時間がとれない」とする理由に次いで、「参加方法が分からない」（平成30年結果）などであり、ボランティアへの入り口として情報を得られやすくすることが重要な課題となっています。

そこで、情報提供としては野田市ボランティアセンター（社会福祉協議会）発行の「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し掲示するとともに、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」やホームページSNS等を活用し、ボランティア情報の提供及び周知を行ってきました。

また、野田市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設において広報活動（相談・あっせんを含む。）を行いました。

このような活動を更に活発化させることで、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。

(2) ボランティアの育成

市民意識調査によるボランティアやNPO活動、地域活動への参加経験者は、調査対象者の約3割を占めており、ボランティア養成講座の受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれています。

しかし、情報不足やきっかけ不足により、必ずしも次のボランティア活動へとスムーズに入っていけない人が少なくないと言われています。

その人たちが、講座等で得た知識や経験を生かして、地域内で孤立せず継続的な活動が続けられるように、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協や社会福祉協議会と連携し、地域の実情も考慮しながら、引き続きボランティアの育成に努めていきます。

(3) ボランティア活動の支援

市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。

今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座

の開催、活動の場の提供などを実施します。

また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。

(4) 学校・地域における福祉教育の充実（福祉人材の確保・養成）

福祉教育の推進について、学校教育の分野における重点目標に位置付け継続的に取り組んでいます。

地域の福祉活動を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域と連携し福祉活動や交流活動に取り組み、各種行事や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動等に参加できるような機会づくりが重要です。

これまで、市内小中学校及び県立高校について、千葉県社会福祉協議会から福祉教育推進校として指定を受け、地区社会福祉協議会と連携し、3年間で1サイクルとして、福祉教育の充実を目標に取り組んできました。

また、市内各小中学校においては、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組むほか、関宿総合公園体育館において、障がい者とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めることで、地域福祉の推進に寄与することを目的に、「おひさまといっしょに」に参加しました。

今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒が交流の場への参加促進に努め、福祉教育を積極的に推進します。

3 保健福祉推進のための『ネットワークづくり』

(1) 地域福祉活動団体間の連携の強化

地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。

しかし、話合いや情報交換を行う機会が少なく、連携や情報の共有不足から地域活動に支障を来すこともあります。

また、少子化の影響により子ども会等、個別の福祉関係団体の活動自体に支障が出る傾向が強まっており、団体自体の育成や活動の充実が求められてきました。

このような状況において、地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されており、各種の事業活動を通じ協力・連携が取られていることから、地区社協の活動をより充実させることで地域福祉における団体間の連携強化を図っていきます。

(2) 地域の触れ合いの場づくり（ふれあいいきいきサロン等）

都市化や核家族化の進展は全国的な傾向となっていますが、本市においても同様なことから、希薄化する人間関係に対して、地域からは誰もが気軽に立ち寄ることができ、同じ立場や世代の異なる人など住民同士が交流できる場所や機会の確保が求めら

れてきました。

そこで、地区社協では「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施していますが、各年齢層間の触れ合い促進のために、更なる機会の確保に努めてまいります。

また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまとっしょに」、「障がい者釣大会」、「サンスマイル」等の行事を支援し、障がい者との交流機会の創出に努めており、その他、保育所では高齢者との伝承遊びや園芸菜園の耕作等を年間行事に取り入れて交流を図っていることから、今後とも継続的な実施を推進していきます。

触れ合いの場としては、地域の身近にある既存の社会資源を有効に活用し、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができ、交流を深めることができるような場所を地域の実情に即した形で作り出すことが重要です。

そのため、触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。

(3) 地域自治組織についての検討

地域福祉活動を進めるに当たり、地区社協を一つの単位として活動されています。

より一層の地域福祉の推進を図るには、行政と住民が相互に連携し、自治会、地区社協等と連携し、防犯・防災対策等を充実させる仕組みを検討することが重要です。

そのため、地域の潜在力を発揮する仕組みの充実としては地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。

引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。

(4) 行政職員の地域活動への参加

市職員は、地域に戻れば一市民であることに変わりありません。そのため、積極的に地域活動へ参加することで、地域の情報共有や適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど、有意義であることが考えられます。

また、地域活動がより活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから、計画の周知を進める中で職員に対する地域活動への積極的な参加を継続的に要請していきます。

4 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』

(1) 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

社会福祉法第106条の3第1項第2号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じ、支援機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の検討を進めます。

(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号では、「生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援機関が、地域生活課題を解決するために、相互に有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、住民に身近な圏域にある相談機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間^{はざま}にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止めることのできる相談支援体制の検討を進めます。

(3) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 1 号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」と規定されています。

具体的には、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行う NPO 等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。